

歴史的建造物の保存等検討会開催要項

1. 趣 旨

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条等を踏まえ、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等に資するため、歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方などの検討等を行う「歴史的建造物の保存等検討会」を開催する。

2. 検討会の構成員

- (1) 検討会は、入所者代表、原告団代表、施設長代表、自治会代表、弁護士連絡会、学識経験者等から構成するものとし、健康局長が委嘱する。
- (2) 座長は、健康局長が指名する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 構成員の任期は、2年とする。
- (5) 座長は、検討に必要があると認めるときは、構成員以外の自治会長その他必要な者を参考人として出席を求めることができる。

3. 検討内容

- (1) 歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方について
- (2) 歴史的建造物等の諸調査の実施について
- (3) 歴史的建造物等の保存、活用等に必要な基本的な計画について
- (4) その他

4. ワーキンググループの設置

- (1) 健康局長は、歴史的建造物の保存等に関する具体的な検討を行わせるため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- (2) ワーキンググループは、検討会構成員、自治会代表、療養所代表、その他関係者から構成するものとし、健康局長が委嘱する。
- (3) ワーキンググループの構成員の任期は、2年とする。

5. その他

- (1) 本検討会の庶務は、健康局難病対策課において行う。
- (2) 本検討会は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (3) この要項に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ、これを定める。